

令和4年度 第1回箱根町文化財保護委員会会議 議事録

日時：令和4年6月10日（金） 午前10時30分～12時

場所：郷土資料館学習室

出席者（委員）：田中徳久（委員長）、柘植英満（副委員長）、鳥居和郎、山崎鯛介、北野忠

（事務局）：内田生涯学習課長、古川副課長兼文化財係事務取扱、鈴木郷土資料館長、大関技師、高橋学芸員、菊田学芸員、佐々木主事補

【開会及びあいさつ】

事務局から開会の宣言及び配布資料の確認が行われた後、生涯学習課長からあいさつが述べられた。その後、事務局職員の異動等に伴い配属となった職員が紹介された。

【議題】

議題1「箱根町文化財保護委員会委員長及び副委員長の選出について」

昨年度に引き続き、田中委員が委員長、柘植委員が副委員長に就任することに決定した。

司会進行を委員長に交代し、以下の議題について報告及び質疑が行われた。

【議題】

議題2「箱根町立郷土資料館運営懇話会委員の選出について」

昨年度に引き続き、鈴木太源委員を選出することに決定した。

【議題】

議題3「令和4年度文化財関係事業計画等について」

事務局から配付資料に基づき説明した後、以下の質疑があった。

【質疑等】

町指定文化財確認調査及び指定文化財管理奨励交付金について

《委員》管理奨励交付金について、交付に先立ち行われる町指定文化財の確認調査との関係について聞きたい。

《事務局》交付金の交付にあたり、指定文化財が適切に管理されているか、また管理上どのような問題点などがあるかなどを、所有者にうかがうため確

認調査を実施している。なお、指定文化財を公開して入館料等を徴収する施設については交付の対象外のため、件数が異なる。

《委員》調査の実施件数はどのように決められているのか。

《事務局》所有者の数である。湯本の早雲寺など、複数の文化財を所有する方もあるため、指定の品目数とは異なっている。

《委員》毎年実施しているものか。

《事務局》毎年、年に1度実施している。

【質疑等】

ハコネサンショウウオの定点調査について

《委員》今回、調査に同行したハコネサンショウウオ調査について、調査方法の検討を行うとの説明があったが、この場で意見等を述べる必要があるか。

《事務局》調査の主担当となっている学芸員とも課題等を整理する必要があるため、そのうえで別の機会にご意見をうかがえれば問題ない。

【質疑等】

文化財の現状変更等のうち、国重文「国道一号箱根湯本道路施設」（千歳橋）の毀損届の提出について

《委員》交通事故による毀損との事だが、復旧にかかる費用は加害者側に請求されるのか。

《事務局》損害保険の関係上、最終的には加害者側に請求されるが、文化財の修理という性質から管理者が文化財として修理を行い、金銭的な請求が加害者側にされるものと思われる。

【質疑等】

元箱根石仏群（国史跡）ガイダンス棟の今後のあり方についての検討について

《委員》あり方についての検討は、事務局の通常業務の中で行われるのか。もしくは検討会議などを設置して行う予定であるか。

《事務局》基本的には通常業務の中で行うが、内容については文化財保護委員会の会議でも、ご意見をうかがう機会を設けたい。

《委員》ガイダンス棟の取り壊しまでとなると、大きな課題となる。これを通常業務の中だけで検討するとなると、困難が生じるのではないか。

《事務局》施設の劣化が進んでおり、改修となると相当な費用がかかってしまう。

また、施設を維持していくための予算も、年間400万円程度かかっている

る。そのため、ガイダンス棟を大規模改修してこれまで通り運営していくのか、あるいは既存の施設を廃止して、新たな形でガイダンス機能を持つ施設を設置するのかなどの方針を、地元の方々のご意見もうかがいながら検討していくつもりである。また、国史跡のため文化庁とも協議を進めていくが、そうした検討を今年度から開始する。

《委員》維持費の大部分は人件費であり、また、施設にはトイレも併設されている。建設当初、この施設にどのような機能を期待していたかを再度確認したうえで、慎重に検討を進めてほしい。

【質疑等】

近代化遺産調査について

《委員》事務局の報告の補足となるが、全国的な動きにあわせ、近代化遺産の調査対象を 1970 年までの建築物としている。しかし、調査を進めるための方法論については十分に確立されていない。戦後の建築物については、そもそも現存数が多く、価値の基準についても確立されているとは言い難い。そのため、悉皆的な調査ではなく、例えば東京オリンピックに関連したインフラ整備に係る建造物や、建築雑誌に発表された建築物など、テーマを絞って抽出するなど、何かしらの基準を設定して調査を進めていこうと考えている。

《委員》建築後 50 年という基準は、古いような新しいような印象を受ける。また、基準がないというのは難しい部分もあるかと思われる。

《委員》小涌園がこの時代を象徴する建物であったが、取り壊されてしまった。

《委員》近代化遺産の調査、特に建築分野において、戦前・戦後の区分は様式の大きな変更が見られるなど、明確な変化が確認できるのか。

《委員》これまで、一般的な調査対象として戦前までという範囲が設定されてきた経緯がある。戦後については情報量が多いため、調査を進めてからの比較が必要となるが、戦前・戦後の間に変化の根拠がある訳ではなく、戦後に建築基準や制限などの制度が改正され、これに伴い建築も次第に変化していく、また戦前に出てきた様式などが戦後に展開していく、ということもいえる。

《事務局》町の近代化遺産調査が戦前までを対象としていたのは、元となった県教育委員会の近代和風建築及び洋風建築の悉皆調査が戦前までを対象としていたからである。

《委員》例えば神仙郷は戦中に築造が開始され、戦後にまで造営が続いたものである。そのため、戦前・戦後にまたがり造られた事例として、その価値を見ることができる。

《委員》今回の説明により、制度の変更に伴い様式が変化していく、その起点となるという点に根拠が置かれていると理解した。

《委員》制度の変更による影響が、各地域でどの時期に変化として見られるのか、さらに箱根町外とどのように異なるのかを見ていく必要がある。

《事務局》建築基準法だけでなく、国際観光ホテル整備法など観光面での制度も箱根には影響を及ぼしていると思われる。

【議題】

議題 4「その他」において、事務局から次の報告がなされ、委員から質疑などがあった。

《事務局》前回の会議の席上、事務局の報告事項が指定文化財の維持管理が大半となっているという委員の意見があり、新たな文化財の指定など、保護の対象を広げていくことを考える必要があるのではないかとのご指摘があった。

平成 23 年～24 年にかけて、この会議で町指定文化財の指定基準要綱が策定されたが、その後新指定に向けた具体的な候補やスケジュールを決定する事ができず、進捗がなかった。一方で、町でスタートした第 6 次総合計画の後期計画において、文化財保存活用地域計画の策定が盛り込まれており、その取り組みを具体的に進めていく必要がある。この地域計画は未指定の文化財についても、地域として保存活用していくため計画に含む必要がある。そのため、既に策定されている指定基準要綱に沿いながら、新たな指定文化財の検討とともに、将来的な候補となる未指定文化財も視野に入れた保護のあり方を検討していきたい。

地域計画の策定については、文化財にも大きく関連する事柄であるため、文化財保護委員会の場合でもご検討いただきたいと考えている。次回以降となるが、地域計画も視野に入れながら、新指定の再開に向けた検討を進めていきたいと考えている。そのため、この場を借りて説明した。

《委員》具体的な部分は不明であるが、新指定の候補となる文化財のリストを作成していく予定か。

- 《事務局》その予定である。ただし地域計画の策定との関連もあるため、次回の会議では来年度以降に具体的な検討ができるような提案ができればと考えている。
- 《委員》地域計画策定において、指定・登録文化財の一覧を分野ごとに作成して確認するのに加え、未指定についてもリスト化し整理する必要がある。何かしらの媒体や話題にのぼったものを取り上げ、そこから検討していくことは、近代化遺産調査の事で説明した、建築雑誌に取り上げられた建築物を調査するということと方針を同じくするものである。難しい作業かと思われるが、マンパワーが限られる事務局でそこまで可能か。
- 《事務局》差し当たり作成を開始し、委員の皆様に見ていただくつもりである。
- 《委員》地域計画との関連を持たせるという意味では、指定基準に沿うまでには至らなくても、地域の歴史や文化を伝える重要なものは多い。そうした文化財までリスト化することになるのではないか。指定に至らないものも含めてリストを作成することは、文化財保護にとっても必要である。既存の指定基準を変更する必要はないが、「地域の文化財に準ずるもの」「地域の宝」など、それらを範囲にできる基準を指定基準要綱に追記することで対応できるのではないか。
- 《委員》未指定文化財という項目や基準を作り、技術的、意匠的に優れたということだけでなく、町民に受け継がれてきたものを拾い上げていかないといけない。既存の基準要綱に追記する形の方が、事務的にも容易ではないか。
- 《委員》建築の分野では指定と登録と二層構造で文化財保護が行われている。そういうイメージで良いのではないか。
- 《事務局》未指定の文化財を調査していく中で、既に策定された要綱の指定基準を援用しながら、リスト化を進めていくことも考えられないか。
- 《委員》地域計画の策定にあたっては、役所内の部局を横断して行っていくよう文化庁から強く求められており、都市計画行政や教育行政などとの連携が重要である。そのため、横断的な活用を考えていく必要があるが、単に文化財として注目されているものだけでなく、観光や都市計画などの分野で注目されているものなどを、まずは一切合切集め、文化財のリストとリンクさせた方が、地域計画との関係上、有用ではないか。
- 《委員》箱根町内でも地域ごとに特性は異なっており、その地域ごとに考えた方がよい。例えば芸能や民俗的行事、あるいは歴史など、地域の人に聞き

取りながら調査を進めれば、かなりの数がピックアップできる。基準要綱への追記はその方向性だけに留めた方がよい。

《委員》最低基準に留めた方がよい。

《事務局》それは指定でなく未指定ということか。

《委員》そうだ。指定ということになると、町全体を通じて価値があるものになってしまうが、指定候補にまで至らなくても、地域にとって重要なものもあるのではないか。そうしたものをピックアップしていく。

《委員》地域計画というのは、指定・登録というこれまでの文化財の基準とはちょっと異なる視点、地域性といったものが必要となり、新しい文化財を指定していこうという動きとは若干異なるのかも知れない。もちろん、基準を増やして文化財を増やしていくことも重要ではあるが。

《事務局》今までの文化財保護は、個々の文化財をどう保存していくかという視点であったが、地域計画は文化財を核としながらも、未指定を含めてグループ化してテーマを設定し、保護・活用の方向性を作っていくものである。それに地域の特色を踏まえて地域計画へと昇華させていく。その点においても、委員のご意見のとおり指定に至らないものの調査を進めなければならない。

その一方で、今後、指定が必要な文化財もあるため、並行して進める。

《委員》例えば、箱根駅伝も核となるテーマのひとつといえる。

《事務局》文化庁から今年度、近代以降に始まった祭礼などを対象に無形民俗文化財の調査が行われた。そこでは、観光的側面のある箱根大名行列や大文字焼きなども、調査の対象となった。

天然記念物の分野については、事務局に歴史系の職員しかいないため、調査やリスト化を進めるにあたって、情報の入手や進め方に不十分な点も多い。そのため、植物・動物がご専門の各委員には、ぜひアドバイスを頂ければと考えている。そうした分野も含めて地域計画を考えていきたい。

《委員》名木や古木というのは話題になりやすく、天然記念物としても分かりやすい。仙石原湿原は群落として指定されているが、個々の植物を見ると、例えば湿原内のノハナショウブは他の地域とは色が違うという特色が知られている。そうした点では、箱根に咲くノハナショウブは箱根独自のものといえる。こうしたことは、他の自然分野でも挙がるものと思わ

れる。地域の歴史という点からは、例えばケンペル・バーニー祭なども挙がるのではないか。

《事務局》地域計画においては、指定には至らないものについても、町として何かのテーマの中で、その構成要素として検討することとなる。例えば、箱根神社の矢立ての杉は天然記念物の候補となるのか、他の分野の括りとなるのか。

《委員》他の自治体では、都市計画分野において、景観構成要素といったほかの括りで扱い、天然記念物とは別に取り上げられているケースもある。そうした扱いもできるのではないか。

《事務局》町の都市整備課で策定している都市計画マスタープランにおいて、地域の景観の中に宮ノ下の富士屋ホテルが構成要素として位置づけられている。このように、都市計画プランの中に文化財が何らかの形で位置づけられているケースもある。また、観光分野においても、例えば外国人誘客の中で地域文化財を観光資源として生かしていくという考えも見られる。視点や立場が異なる点もあるが、お互いに他課と連携して進められることもあるかと思われる。

《委員》主役は文化財になるかも知れないが、群として文化財以外の構成要素も含めて可能性を考えていく。点を線につなぎ、面にして箱根町としての特色を捉えていくことが求められている。地域の面白いものを使ってどのようなストーリーにつなげていくか、地域の事を一番よく知っている地域の人にうかがいながら、進めていくのが良い。

《委員》今までと違った視点を持って見直せば、面白いものは見つかると思う。例えば、ブラックバスが日本で初めて放流されたのは芦ノ湖だと記憶している。

《事務局》赤星鉄馬がカナダから持ち込んだとされている。

《委員》外来生物として害を及ぼしている側面もあるが、箱根から日本に広がったという歴史を考えるなら、内陸の水産に対する悪い影響という側面もあって扱いは難しいが、地域にとって特色のある出来事として捉えることもできる。こうした例までも含めて考えていくと、多くの要素が挙がるのではないか。

《委員》一見するとネガティブな事だが、近代を捉える中では非常に重要なことでもある。

《委員》さらに、ゲームフィッシングという点からみても、重要な出来事といえるのではないか。

《事務局》委員の方々から頂いたご意見を踏まえ、次回の会議にはたたき台となるものを提示できればと考えている。

その他、各委員・事務局とも意見等がなかったため、委員長による司会進行を終了し、事務局の進行に交代した。

【閉 会】

〈事務局〉

事務局より、会議の終了が宣言された。

以上